

意見書案第 14 号

慎重な憲法論議を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

近藤 里美

倉元 達朗

落石 俊則

中山 郁美

田中 丈太郎

慎重な憲法論議を求める意見書

本年7月の参議院議員選挙の結果、憲法改正を主張する会派の議員が衆参両院ともに総議員の3分の2を超えたことから、憲法改正をめぐる議論が活発になっています。憲法第96条において、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もあります。

各種世論調査から、憲法改正に向けた議論が活発化することに期待を寄せているという結果が出される一方で、「安倍政権での憲法改正」については否定的なデータもあり、一概に憲法改正が国民的要求となっているとは言えない状況にあります。

憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部にすぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

憲法の役割は、国家権力の暴走、多数決の横暴などから、国民の自由や権利を守ることにあります。したがって、憲法の改正に当たっては、丁寧な議論を積み上げ、広範な合意の成立を目指すべきであり、その発議に衆参両院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とする考え方には合理性があります。憲法解釈を恣意的にゆがめたり、改正の中身を問うこともなく、改正手続の要件緩和を先行させるべきではありません。「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議するべきではないと考えます。

よって、福岡市議会は、国会が、憲法問題について国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行われないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長 宛て

議 長 名